長与町総合教育会議次第

日時　　令和５年 10 月 27 日（金）15 時 00 分
場所　　長与町庁舎４階第１委員会

１　開会

２　町長挨拶

３　教育長挨拶

４　構成員紹介

５　長与町総合教育会議について　　資料１

６　議題

(1) 長与町教育委員会における「スクールソーシャルワーカー」の配置について　　資料２

(2) 教育課程の在り方及び学校施設整備について　　非公開

７　その他

８　閉会

長与町総合教育会議出席予定者名簿

（構成員）

役　　職	氏　　名	備　　考
町　　長	吉田（よしだ）　慎一（しんいち）	
教育委員会　（教育長）	金﨑（かなさき）　良一（りょういち）	
教育委員会　（委員）	古賀（こが）　清彦（きよひこ）	
教育委員会　（委員）	廣田（ひろた）　敬子（けいこ）	
教育委員会　（委員）	仁田（にた）　千都子（ちづこ）	
教育委員会　（委員）	山本（やまもと）　淳（あつし）	

（総務部総務課、住民福祉部こども政策課、教育委員会事務局）

資料１

長与町総合教育会議について

１　会議の趣旨

長与町総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）の規定に基づき、町長と教育委員会が連携を強化し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、対等な執行機関同士が「協議・調整」を行う場として、平成２７年度から開催しています。

２　会議のポイント

○　会議の設置は、町長が行います。

○　構成員は、町長と教育委員会です。

○　会議は、町長が招集します。

○　会議での協議・調整事項は、教育政策に関する事項です。

・　教育行政の大綱の策定（※令和３年度作成済み）

・　教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

・　児童･生徒等の生命･身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

○　町長と教育委員会は、会議において協議・調整を行い合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行します。

○　会議は、原則公開とし、議事録を作成し、これを公表しています。

○　会議の事務局は、総務部総務課が教育委員会事務局教育総務課と連携を図り行います。

資料２―１

令和５年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱（市町教育委員会）

長崎県教育委員会

１　趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

２　事業の内容

県教育委員会は、上記１に示した趣旨のもと、以下の内容等について実施する。

（１）スクールソーシャルワーカーの適切な配置

（２）スクールソーシャルワーカーを活用した、児童生徒が置かれている様々な環境に対する効果的な働き掛け

（３）スクールソーシャルワーカーを中核とした関係機関等の効果的な連携

（４）スクールソーシャルワーカーの参画を得た学校内の組織体制整備への支援

（５）スクールソーシャルワーカーの専門性の向上

（６）その他、スクールソーシャルワーカーを活用した効果的な支援

３　事業の実施方法

（１）スクールソーシャルワーカーの任用等

県教育委員会は、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者を「スクールソーシャルワーカー」として選考し、任用する。

＜スクールソーシャルワーカーの職務内容＞

①　問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

②　関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

③　学校内における組織体制の構築、支援

④　保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

⑤　教職員等への研修活動等

スーパーバイザーは、①～⑤の職務に併せて、スクールソーシャルワーカーへの指導・援助を行う。

（２）スクールソーシャルワーカーの配置等

① 県教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの適切な勤務条件を定め、これに則してスクールソーシャルワーカーを各市町教育委員会に配置し、学校等へ派遣し勤務させる。

② スクールソーシャルワーカーの報酬等は県教育委員会が負担する。

（３）勤務形態

勤務の形態は、原則として１日６時間で、週３日の年間３５週を基本とし、次のとおりとする。

○松浦市、長与町（２人体制）

６～７時間×３日×３５週で年間６５０時間

○島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、時津町

６～７時間×３日×３５週で年間６４０時間

○東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町

５～６時間×３日×３５週で年間５３５時間

○新上五島町　６～７時間×２日×３５週で年間４３０時間

○小値賀町（エリア校：北松西高等学校）

４時間×１日×３５週で年間１４０時間

※ 勤務の形態は、学校・ＳＳＷの実情等に応じて、県教育委員会と各市町教育委員会が協議して、時間や日数等を調整する。

※ 拠点校方式をとる市町教育委員会に配置されたスクールソーシャルワーカーは、管内のエリア校に対しても勤務時間内で相談業務を行い、実施にあたっては、市町教育委員会に与えられた時間数内で市町教育委員会と学校長間の調整により勤務時間の配分を決定する。その際、原則としてエリア校１校あたり年間３０時間以上勤務できるよう調整する。

（４）報酬

報酬は、１時間当たり３，０００円とする。

（５）任期

令和５年４月１日～令和６年３月３１日

４　その他

（１）各市町教育委員会は、毎月１０日までにスクールソーシャルワーカーの前月分の出勤簿を児童生徒支援課長に提出するものとする。

（２）県教育委員会は、配置した市町教育委員会における事業の実施が、当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

資料２－２

Ｒ４年度の児童虐待防止における各機関の取組み報告書について

所属（　長与町教育委員会　　）

代表者会議において、各参加機関が児童虐待防止についてどのような取組みをしているのか、また日々の活動について情報共有を行いたいと考えています。各機関今後より一層の連携強化を図るため、よろしくお願いいたします。

○共有方法：代表者会議参加者に会議資料として配布

【教育委員会の役割】

町内小中学校における虐待等の事案について、早期発見及び発生時の対応について学校を支援する。

また、日常的にこども政策課をはじめとする関係機関との連携を図り、予防及び早期対応に努める。

【虐待予防、早期発見への取組み】

・児童生徒の出席状況、問題行動等についての月例報告を実施し、リスクの把握を行う。
・ＳＳＷによる小中学校への月例訪問を実施し、情報収集、学校への助言、家庭支援等を行う。
・心の教室相談員、子どもと親の相談員の配置による教育相談体制の充実を図る。
・こども政策課との日常的な情報共有を行い、連携体制を構築する。（ＳＳＷとこども政策課との定例情報共有会、学校訪問同行等）
・町内小中学校へ虐待防止出前講座等の周知を行う。
・児童虐待等の事案について、学校の「ゲートキーパー」としての役割について周知し、その重要性についての啓発を行う。

【追記】
SSWが参加している定例会議等

・特別支援教育部会（月1回：中学校）
・生徒指導部会　　（月1回：中学校）
・不登校支援部会（月１回）
・要対協実務者会（年4回：こども政策課）
・ケース会議（月1回：こども政策課）
・管理職との情報交換会（月1回：各小学校）
・教育相談員及び適応指導教室指導員合同連絡会（年4回:学校教育課）